

内装仕上げ施工職種(プラスチック系床仕上げ工事業)

<p>作業の定義</p>	<p>左官が仕上げたコンクリート床や大工が仕上げた木造床の床面に基準線を引いて、中心からプラスチックタイルや塩化ビニルシートを床面や階段部に柄を合わせながら張り付ける作業をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習 (1)プラスチック系床仕上げ工事業 ①墨出し作業 ②床仕上げ施工作業 1.平場等の施工作業</p>	<p>第2号技能実習 (1)プラスチック系床仕上げ工事業 ①床下地の点検及び調整作業 ②床仕上げ材の選定作業 ③割付け及び墨出し作業 ④床仕上げ施工作業 1.平場・立上がり部等の施工作業 2.幅木の施工作業 3.接合(床仕上げ材と床)作業</p>	<p>第3号技能実習 (1)プラスチック系床仕上げ工事業 ①床下地の点検及び調整作業 ②床仕上げ材の選定作業 ③割付け及び墨出し作業 ④床仕上げ施工作業 1.平場・立上がり部・階段部等の施工作業 2.幅木の施工作業 3.接合(床仕上げ材と床)作業 4.柄合わせ作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③内装仕上げ施工職種に必要な整理整頓作業 ④内装仕上げ施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">} ※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①カーペット系床仕上げ工事業 ②木質系床仕上げ工事業 ③鋼製下地工事業 ④ボード仕上げ工事業 ⑤カーテン工事業 ⑥壁装作業 ⑦作業現場での揚重・運搬作業 ⑧足場・構台・棧橋等の架設作業(足場に係る業務は特別教育が必要) ⑨作業工程管理業務(工程管理、器具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス) ⑩各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑪玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) (2)周辺業務 ①施工材料、施工用機材等の運送作業 ②施工材料、施工用機材等の揚重・運搬作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①材料(一つ以上必ず使用すること。) 1.ビニル系シート 2.ビニル系タイル ②副資材(一つ以上必ず使用すること。) 1.プラスチック系床材用接着剤 2.下地補修材 3.下地補強材 4.プライマ 5.ワックス 6.目地処理剤 7.ノンスリップ、押え金具等の付属材 8.型紙</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①内装仕上げ施工職種共通器具 (必要に応じて使用すること。) 1.カッターナイフ、スケール、千枚通し 2.ケレン棒、はさみ、くしこて、星突き 3.へら、刷毛、ハンドローラ、スクレーパ 4.チョークリール、玄能、脚立 5.グラインダ、かんな 6.トーランブ、電気ドリル 7.エア・コンプレッサ、タッカ 8.コンパス、ボードやすり、ハンドサンダ ②プラスチック系床仕上げ工事業用器具 (一つ以上必ず使用すること。) 1.下地調整器工具 2.下地乾燥度測定器 3.割付工具 4.裁断工具 5.採寸工具 6.接着剤塗布器工具 7.圧着工具 8.溶接器工具 9.加熱器具 10.補修工具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>プラスチック系床仕上げ工事業の結果が製品である。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.カーテンウォール施工作業 2.サッシ施工作業 3.廃材処理作業 4.カーテンの縫製作業のみの場合 5.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		